

平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 N K K ス イ ッ チ ズ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 橋 智 成
(J A S D A Q ・ コ ー ド 6 9 4 3)
問 合 せ 先 取 締 役 塚 正 勉
電 話 0 4 4 - 8 1 3 - 8 0 2 6

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 64 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合について」に関する議案、及び「3. 定款の一部変更について」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合について

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また株主様の議決権数に変更が生じることがないようにするため、当社株式について 10 株を 1 株にする株

式併合の実施を、本株主総会に付議することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上、9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	8,425,200 株
併合により減少する株式数	7,582,680 株
併合後の発行済株式総数	842,520 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	610 名（100.00%）	8,425,200 株（100.00%）
10 株未満所有株主	73 名（11.97%）	97 株（0.00%）
10 株以上所有株主	537 名（88.03%）	8,425,103 株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 73 名（所有株式数の合計 97 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。詳細につきましては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生ずるときは、会社法第 235 条に基づき一括処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

2,600,000 株（併合前は 26,000,000 株）

(7) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案、及び下記の「3. 定款の一部変更について」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」及び「2. 株式併合について」の実施に伴う、現行定款第 6 条及び第 8 条の変更を行うものです。なお、現行定款第 6 条及び第 8 条の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除する旨も併せて規定いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,600 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>260 万株</u> とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 9 条～第 44 条 (条文省略)	第 9 条～第 44 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u> <u>第 6 条及び第 8 条の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日にかかる変更とする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本株主総会において、本定款の一部変更に関する議案、及び上記「2. 株式併合について」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 9 日	
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日	(予定)
株式併合、単元株式の変更および 定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日	(予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

【ご参考（お問い合わせ先）】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部
電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 平日 9 時から 17 時（土・日・祝日等を除く）

以 上